

令和7年度答申第72号  
令和7年12月25日

諮詢番号 令和7年度諮詢第18号及び第19号（いずれも令和7年6月18日諮詢）

審査庁 環境大臣

事件名 産業廃棄物処理施設設置不許可処分に関する件2件

## 答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮詢に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮詢に係る判断は、いずれも妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件各審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）15条1項の規定に基づき、廃ポリ塩化ビフェニル（以下「廃PCB」という。）等の分解施設及びポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）汚染物等の洗浄施設につき産業廃棄物処理施設の設置許可を求める2件の申請をしたところ、A知事（以下「処分庁」という。）がこれらを不許可とする処分（以下「本件各不許可処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め等

（1）廃掃法15条1項は、産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの

をいう。以下同じ。) を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定する。

- (2) 廃掃法15条1項における「政令で定める」産業廃棄物の処理施設として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。)7条は、「廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設」(同条12号の2)及び「ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設」(同条13号)を掲げる。
- (3) 廃掃法15条2項は、上記(1)の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない旨規定し、同項3号は、「産業廃棄物処理施設の種類」、同項5号は、「産業廃棄物処理施設の処理能力」を掲げる。
- (4) 上記(3)の委任を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。)11条1項は、上記(3)の申請書は、様式第18号によるものとする旨規定する。また、同条6項は、同条1項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする旨規定し、同項3号は、「最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図」、同項5号は、「当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類」を掲げる。
- (5) 廃掃法15条3項は、上記(3)の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない旨規定する。
- (6) 廃掃法15条の2第1項は、都道府県知事は、廃掃法15条1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない旨規定する。
- ア その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。(同項1号)
- イ その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

(同項 2 号)

ウ 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (同項 3 号)

エ 申請者が廃掃法 14 条 5 項 2 号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。 (同項 4 号)

(7) 上記 (6) アの委任を受けて、廃掃法施行規則 12 条及び 12 条の 2 は産業廃棄物処理施設の技術上の基準について規定し、廃掃法施行規則 12 条 7 号は、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有することと規定する。

(8) 上記 (6) イの委任を受けて、廃掃法施行規則 12 条の 2 の 2 は、適正な配慮がなされるべき周辺の施設について規定する。

(9) 上記 (6) ウの委任を受けて、廃掃法施行規則 12 条の 2 の 3 は、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準について、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること(1 号)、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること(2 号)と規定する。

(10) 平成 10 年 5 月 7 日付け衛環第 37 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(以下「衛環 37 号」という。)は、廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物等の洗浄施設について、次のとおり示す。

ア 「令第 7 条第 12 号の 2 に掲げる施設は、廃 PCB 等又は PCB 処理物の処理を行うための施設であって、脱塩素化分解反応又は超臨界水酸化分解反応によって廃 PCB 等又は PCB 処理物を処理し、処理後の廃油又は排水を判定基準に適合させることができる施設であること。」(第 9 の 3 (1) ①)

イ 「令第 7 条第 13 号に掲げる施設は、 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄を行うための施設であって、洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずを判定基準に適合させることができる施設であること。」(第 9 の 3 (1) ②)

なお、上記ア及びイの「判定基準」とは、廃掃法施行規則 1 条の 2 第 4 項で規定されている基準を指す。

(11) 廃掃法2条5項は、この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものという旨規定している。上記の委任を受けて、廃掃法施行令2条の4は「特別管理産業廃棄物」を同条各号に掲げるとおりとする旨規定し、同条5号では、「特定有害産業廃棄物」として、イ「廃ポリ塩化ビフェニル等」、ロ「ポリ塩化ビフェニル汚染物」、ハ「ポリ塩化ビフェニル処理物」を掲げている。

(12) 行政手続法(平成5年法律第88号)

ア 行政手続法5条1項は、行政庁は、審査基準を定めるものとする旨規定し、同条2項は、行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない旨規定する。また、同条3項は、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならぬ旨規定する。

イ 行政手続法6条は、行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ旨規定する。

ウ 行政手続法7条は、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならぬ旨規定する。

エ 行政手続法8条1項は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならぬ旨規定する。

オ 行政手続法9条1項は、行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない旨規定し、同条2項は、行政庁は、申請をしよう

とする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、A都道府県に本店を置き、電気工事等の事業を行うほか、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業等を行う株式会社であるところ、令和元年10月2日、処分庁に対し、廃棄物処理施設設置等事前協議書（中間処理施設に係るもの）を提出し、事前協議を開始した。

（履歴事項全部証明書、事前協議書）

(2) A都道府県B部C課長は、令和2年11月18日付で、審査請求人に對し、「廃棄物処理施設設置等事前協議書に係る事業計画の見直しについて（通知）」を発出し、上記（1）の事前協議書に係る事業計画の見直しについて指導した。

（廃棄物処理施設設置等事前協議書に係る事業計画の見直しについて（通知）（a号））

(3) 審査請求人は、令和2年12月21日付で、A都道府県B部C課に対し、上記（2）の通知に係る回答を行い、追加資料を提出した。

（産業廃棄物中間処理施設等事前協議に係る事業計画の見直しについて（通知）令和2年11月18日（a号）に関して、追加資料）

(4) A都道府県B部C課長は、審査請求人に対し、口頭で行った事前協議の補正等における行政指導について、令和3年10月19日付で、A都道府県行政手続条例33条3項の規定により、書面を交付した。同書面には、上記行政指導の趣旨及び内容について、審査請求人が設置を計画している施設が、衛環37号第9の3（1）①及び②に規定される要件（上記第1の2（10）参照）に該当するかどうかを確認するために説明を求めたものである旨記載されている。

（A都道府県行政手続条例第33条第3項の規定による書面の交付について（b号））

(5) A都道府県B部長は、令和3年11月12日付で、D市長に対し、審査請求人の事前協議に係る廃棄物処理施設の設置等について意見照会を行った。

（廃棄物処理施設の設置等について（照会）（c号））

(6) A都道府県E会長及びB部C課長は、令和4年1月31日付で、A都道府県E会委員に対し、審査請求人の事前協議に係る廃棄物処理施設の設置等について意見照会を行った。

(廃棄物処理施設設置計画について（照会）（d号）)

(7) 審査請求人は、令和4年5月17日、処分庁に対し、廃PCB等の分解施設（以下「本件分解施設」という。）及びPCB汚染物等の洗浄施設（以下「本件洗浄施設」といい、本件分解施設と併せて「本件各施設」という。）の設置許可申請（以下本件分解施設に係る設置許可申請を「本件設置許可申請1」といい、本件洗浄施設に係る設置許可申請を「本件設置許可申請2」といい、併せて「本件各設置許可申請」という。）を行った。

（産業廃棄物処理施設設置許可申請書（本件分解施設に係るもの）、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（本件洗浄施設に係るもの））

(8) A都道府県B部C課長は、令和4年9月30日付で、審査請求人に対し、本件各設置許可申請についての追加の説明資料の提出を求めた。

また、A都道府県B部長は、同日付で、審査請求人に対し、事前協議に係る指示事項について通知した。

上記追加資料の提出の求め及び通知は、審査請求人に対し、本件各施設の判定基準適合性を説明する資料や、処理能力及び処理技術等に関する資料の提出を求めるものであった。

（産業廃棄物処理施設設置許可申請書に係る指示等事項について（e号）（以下「e号通知」という。）、A都道府県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第9条第1項の規定による審査指示事項について（通知）（f号））

(9) 審査請求人とA都道府県B部C課担当者は、令和4年10月4日から同年12月2までの間、複数回にわたり、面談をした。また、審査請求人は、同年10月25日から同年12月2までの間、複数回に分けて、A都道府県B部C課担当者に対し、上記（8）に関する資料及び回答を提出した。

（議事録、【産業廃棄物処理施設設置許可申請書に係る指示事項】についての回答書、提出物一覧、提出物の確認（メール連絡））

(10) 審査請求人は、令和4年12月16日付で、処分庁に対し、産業廃棄物試験研究計画書を提出した。

（産業廃棄物試験研究計画書、PCB無害化実証試験工程表）

(11) 審査請求人は、令和4年12月21日付で、処分庁に対し、事前協

議期間延長の申出を行った。

(事前協議期間延長の申出書)

(12) 審査請求人は、令和5年1月30日、A都道府県B部C課担当者に対し、本件各設置許可申請に係る審査の進行状況を示されたい旨連絡した。

(メール (令和5年1月30日午後5時37分送信のもの) )

(13) A都道府県B部C課長は、令和5年2月28日付で、審査請求人に對し、申請書に係る資料の変更や追加の回答書類がある場合は、同年3月31日までに提出するよう通知した。

(産業廃棄物処理施設設置許可申請書に係る指示等事項に対する回答書類等の追加提出について (g号) )

(14) 審査請求人は、令和5年3月10日付で、処分庁に對し、審査指示事項について調整が終了した旨の回答書を提出した。

(審査指示事項調整済回答書)

(15) A都道府県B部C課長は、令和5年3月29日付で、審査請求人に對し、上記(10)の研究計画書で提出された試験研究計画について、試験研究に該当すると判断できない旨の通知をした。

(産業廃棄物を使用した試験研究について (通知) (h号) (以下「h号通知」という。) )

(16) A都道府県B部C課長は、令和5年3月30日付で、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 (以下「財団」という。) に対し、PCB廃棄物処理施設に係る専門的見地からの意見について照会を行った。

(PCB廃棄物処理施設に係る専門的見地からの意見について (依頼) (i号) )

(17) A都道府県B部C課担当者は、令和5年3月31日、審査請求人のメール照会に対し、h号通知は試験研究に該当するか否かを判断しただけであり処分には当たらないため、行政不服審査法 (平成26年法律第68号)に基づき不服申立てをすべき行政庁はない旨回答した。

(メール (令和5年3月31日午前11時45分送信のもの) )

(18) 財団は、令和5年4月17日付で、A都道府県B部C課長に對し、上記(16)の照会に対する回答を行った。

(PCB廃棄物処理施設に係る専門的見地からの意見について (回答) )

(19) 処分庁は、令和5年6月7日付で、審査請求人に対し、本件設置許可申請1につき、要旨以下の理由により許可しない旨を通知した (以下「本

件不許可処分1」という。)。

ア 衛環37号において、廃P C B等又はP C B処理物の分解施設(廃掃法施行令7条12号の2)は、「廃P C B等又はP C B処理物の処理を行うための施設であって、脱塩素化分解反応又は超臨界水酸化分解反応によって廃P C B等又はP C B処理物を処理し、処理後の廃油又は排水を判定基準に適合させることができる施設であること」と規定されている。

本件設置許可申請1の申請書及びその添付書類(以下「本件申請書1」という。)により、本件分解施設が処理する廃棄物を判定基準に適合させることができる施設であるとの確認ができなかったことから、A都道府県がe号通知により、そのことを確認することができる説明資料の提出を求めたところ、審査請求人から提出された追加資料によれば「400重量%の触媒量で判定基準に適合させることができる」と説明されていたが、客観的な証明や実証データ等は示されなかった。また「P C B脱塩素分解実験報告」が提出され「4時間で完全無害を確認している」との説明があったが、フラスコを用いた実験であり本件分解施設の性能を十分に推察できる条件ではなかった。さらに、処理工程における物質(塩素)収支やP C B廃棄物の濃度、使用する薬剤の使用量も示されず、処理工程や処理技術の詳細が確認できなかった。

これらのことから、本件分解施設が、廃掃法施行令7条12号の2に該当する施設であるとの確認ができない。

イ 本件申請書1において本件分解施設の処理能力の算出根拠が不明であったため、算出根拠を説明する資料を求めたところ、追加資料として「脱塩素分解実験報告」の結果により算出根拠を説明した「処理能力計算書“改訂版”」が提出されたが、フラスコを用いた実験結果に基づくものであり、本件分解施設の処理能力を十分に推察できる合理的な算出根拠が示されなかった。このため、本件申請書1に記載されている当該施設の処理能力が妥当なものか確認できない。

ウ 生活環境影響調査は施設の処理能力等を把握した上で行う必要があるところ、処理能力が妥当なものか確認できない本件分解施設に係る生活環境影響調査書(本件設置許可申請1における添付書類)が、適切な内容となっているか確認できない。

エ これらの点も踏まえ本件設置許可申請1について審査した結果、以下のとおり、廃掃法で定める許可基準に適合していることが確認できない事

項がある。

- (ア) 廃掃法施行規則12条7号は、廃掃法15条の2第1項1号「技術上の基準」の一つとして「産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること」と定めるところ、上記イのとおり、本件分解施設の処理能力について妥当なものか確認できないため、受入設備及び貯留設備が施設の処理能力に応じて十分な容量を有するものか判断できず、廃掃法15条の2第1項1号の基準に適合しているかも確認できない。
- (イ) 廃掃法15条の2第1項2号は、「その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること」と定めるところ、上記ウのとおり、本件設置許可申請1における添付書類である生活環境影響調査書の内容が適切か確認できないことを踏まえれば、同号で規定されている適正な配慮がなされているか確認できず、基準に適合しているかも確認できない。
- (ウ) 廃掃法15条の2第1項3号は、「申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」と定め、廃掃法施行規則12条の2の3第1号は、「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」と定めている。しかし、本件分解施設については、①処理する廃棄物を判定基準に適合させることができる施設であることが確認できないこと（上記ア）や、②処理能力の算出方法に合理性がなく処理能力が妥当であるか確認できること（上記イ）、③これらの不明な点について追加の説明資料を求めても十分な説明がされていないことからすれば、審査請求人が、本件分解施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有していることを確認できないと判断せざるを得ない。
- また、廃掃法15条の2第1項3号に関し、廃掃法施行規則12条の2の3第2号は「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」と定めるところ、本件分解施設が廃掃法施行令7条12号の2に該当する施設であるかど

うか及び処理能力が妥当なものか確認できることから、施設の設置に関する計画が適切であるか確認できず、施設の設置や維持管理に掛かる費用が正しく算出されているか、また、事業収支計画が適切か確認できない。

(エ) 以上のことから、本件設置許可申請1が廃掃法15条の2第1項1号から3号までに適合しているとは認められない。

(A都道府県j号)

(20) 処分庁は、令和5年6月7日付で、審査請求人に対し、本件設置許可申請2につき、要旨以下の理由により許可しない旨を通知した（以下「本件不許可処分2」という。）。

ア 衛環37号において、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設（廃掃法施行令7条13号）は、「PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄を行うための施設であって、洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずを判定基準に適合させることができる施設であること」と規定されている。

本件設置許可申請2の申請書及びその添付書類（以下「本件申請書2」という。）により、本件洗浄施設が処理する廃棄物を判定基準に適合させることができる施設であるとの確認ができなかったことから、A都道府県がe号通知により、そのことを確認することができる説明資料の提出を求めたところ、審査請求人から提出された追加資料によれば、「洗浄実験報告書」の結果により判定基準に適合させることができると説明されていた。しかし、超音波洗浄器を用いた当該実験は、超音波洗浄、液抜き、蒸気洗浄、真空乾燥を処理工程とする本件設置許可申請2における施設とは異なり、本件設置許可申請2における施設の性能を十分に推察できる条件ではなかった。さらに、処理工程における物質収支も示されず、処理工程や処理技術の詳細が確認できなかった。

これらのことから、本件洗浄施設が、廃掃法施行令7条13号に該当する施設であるとの確認ができない。

イ 本件申請書2において本件洗浄施設の処理能力の算出根拠が不明であったため、算出根拠を説明する資料を求めたところ、追加資料として「洗浄実験報告書」の結果により算出根拠を説明した「処理能力計算書“改訂版”」が提出されたが、超音波洗浄器を用いた実験結果に基づくものであり、本件洗浄施設の性能を十分に推察できる合理的な算出根拠が示されなかった。このため、本件申請書2に記載されている当該施設の処

理能力が妥当なものか確認できない。

- ウ 生活環境影響調査は施設の処理能力等を把握した上で行う必要があるところ、処理能力が妥当なものか確認できない本件洗浄施設に係る生活環境影響調査書（本件設置許可申請2の添付書類）が、適切な内容となっているか確認できない。
- エ これらの点も踏まえ本件設置許可申請2について審査した結果、以下のとおり、廃掃法で定める許可基準に適合していることが確認できない事項がある。
- （ア）廃掃法及び廃掃法施行規則は、上記（19）エ（ア）のとおり定めるところ、上記イのとおり、本件洗浄施設の処理能力については妥当なものか確認できないため、受入設備及び貯留設備が施設の処理能力に応じて十分な容量を有するものか判断できず、廃掃法15条の2第1項1号の基準に適合しているかも確認できない。
- （イ）廃掃法及び廃掃法施行規則は、上記（19）エ（イ）のとおり定めるところ、上記ウのとおり、本件設置許可申請2における添付書類である生活環境影響調査書の内容が適切か確認できないことを踏まえれば、同号で規定されている適正な配慮がなされているか確認できず、基準に適合しているかも確認できない。
- （ウ）廃掃法15条の2第1項3号は、「申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」と定め、廃掃法施行規則12条の2の3第1号は「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」と定めている。しかし、本件洗浄施設については、①処理する廃棄物を判定基準に適合させることができる施設であることが確認できないこと（上記ア）や、②処理能力の算出方法に合理性がなく処理能力が妥当であるか確認できないこと（上記イ）、③これらの不明な点について追加の説明資料を求めても十分な説明がされていないことからすれば、審査請求人が、本件洗浄施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有していることを確認できないと判断せざるを得ない。

また、廃掃法15条の2第1項3号に関し、廃掃法施行規則12条の2の3第2号は「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、か

つ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」と定めるところ、本件洗浄施設が廃掃法施行令7条13号に該当する施設であるかどうか及び処理能力が妥当なものか確認できないことから、施設の設置に関する計画が適切であるか確認できず、施設の設置や維持管理に掛かる費用が正しく算出されているか、また、事業収支計画が適切か確認できない。(エ) 以上のことから、本件設置許可申請2が廃掃法15条の2第1項1号から3号までに適合しているとは認められない。

(A都道府県k号)

(21) 処分庁は、令和5年6月7日付で、審査請求人に対し、A都道府県j号の記に記載の事項以外の事項について、許可基準に適合しているか判断を行っていない旨通知した。

(産業廃棄物処理施設設置許可申請に対する不許可処分について(1号))

(22) 審査請求人は、令和5年7月19日付で、審査庁に対し、本件不許可処分1を不服として審査請求(以下「本件審査請求1」という。)をした。

(審査請求書(本件不許可処分1に係るもの))

(23) 審査請求人は、令和5年9月1日付で、審査庁に対し、本件不許可処分2を不服として審査請求(以下「本件審査請求2」といい、本件審査請求1と併せて「本件各審査請求」という。)をした。

(審査請求書(本件不許可処分2に係るもの))

(24) 審査庁は、令和7年6月18日、当審査会に対し、本件各審査請求を棄却すべきであるとして、本件各諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、処分庁による本件各不許可処分を取り消すとの裁決を求める。

##### (1) 本件審査請求1に係る主張

ア 本件分解施設の「廃PCB等又はPCB処理物の分解施設」(廃掃法15条1項、2項3号、廃掃法施行令7条12号の2、衛環37号第9の3(1))の該当性について

処分庁は、400重量パーセントの触媒量で判定基準に適合させることができるとする客観的な証明や実証データ等は示されなかったとしているが、これらの客観的な証明や実証データ等は、「平成20年度大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金に係る事業実績報告書」及び「公開特許

公報（A）」に明記されている。また、処分庁は、提出された「P C B 脱塩素分解実験報告」及び「処理能力計算書“改訂版”」で、「4時間で完全無害を確認している」と説明していることについて、フラスコを用いた実験であり、申請における施設の性能を十分に推察できる条件になかったとしているが、実証実験の規模は実機の性能を十分に推察できるだけのスケールであるし、廃掃法15条による設置許可申請は、「施設設置計画」を審査するものであり、計画施設の実物施設による処理結果でなければ判定基準に適合する処理施設であると判断できないという処分基準は設けられていない。

イ 本件分解施設の「処理能力」（廃掃法15条2項5号）及び「技術上の基準」（廃掃法15条の2第1項1号、廃掃法施行規則12条7号、衛環37号第1の1（1）④）の該当性について

処分庁は、処理能力の算出根拠が不明であるとしているが、廃掃法施行令や廃掃法施行規則には処理能力の算出方法が記載されておらず、e号通知で補正を受け、衛環37号に基づき算出したものである。

ウ 「生活環境影響調査書」（廃掃法15条3項、15条の2第1項2号）について

処分庁は本件分解施設の処理能力等が妥当なものか確認できない施設に係る当該調査書が、適切な内容となっているか確認できないとするが、脱塩素化が安定して行える条件を示す実証データがそろっていることから、審査請求人が算出した処理能力が否定される要素はなく、その処理能力を基に実施した生活環境影響調査には、何ら不明瞭な点はない。

エ 「申請者の能力」（廃掃法15条の2第1項3号、廃掃法施行規則12条の2の3）の該当性について

処分庁は、本件分解施設の施設該当性が確認できること及び処理能力が妥当なものか確認できないことから、本件分解施設の設置及び維持管理について、その「知識及び技能」（廃掃法施行規則12条の2の3第1号）及び「経理的基礎」（同条2号）を有しているか確認できているとしている。しかしながら、「知識及び技能」については、有資格者証明書が添付されているほか、P C B 取扱専門企業として規定に沿った有資格者を含む管理体制を維持しており、加えて、令和2年3月30日付け環循規発第2003301号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業

廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（以下「許可事務通知」という。）の第6の4（5）記載のとおり受講修了書を添付している。また、「経理的基礎」については、事業収支の計画は事前協議から本件不許可処分1を受けるまで4年半にわたり、担当者からの指摘等を受けておらず、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可について、3回の更新を許可されている。

## （2）本件審査請求2に係る主張

ア 本件洗浄施設の「P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設」（廃掃法15条1項、2項3号、廃掃法施行令7条13号、衛環37号第9の3（1））の該当性について

処分庁は、超音波洗浄器を用いた実験は、本件洗浄施設とは異なるとしており、本件洗浄施設の処理フローを超音波洗浄から真空乾燥に至るまでの工程が終了しないものと思い込んでいるようであるが、この点について幾度となく説明してきているし、証明する結果報告書は提出している。

イ 本件洗浄施設の「処理能力」（廃掃法15条2項5号）及び「技術上の基準」（廃掃法15条の2第1項1号、廃掃法施行規則12条7号、衛環37号第1の1（1）④）の該当性について

処分庁は、本件洗浄施設の処理能力が妥当なものか確認できないため、「処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること」につき判断できないとしているが、十分に保管ができる容量となっていることは申請図面から明白である。加えて、処理能力については、衛環37号に準じた実証実験により判定基準に適合した重量を基に算出している。

ウ 「生活環境影響調査書」（廃掃法15条3項、15条の2第1項2号）について

処分庁は本件洗浄施設の処理能力の妥当性が判断できることにより周辺設備の生活環境に対して基準に適合しているか確認できないとするが、本件洗浄施設の処理設備は、排気、騒音、悪臭、振動等の発生がないし、車両についても幅員を確保しており、近隣住民に支障をもたらさない現状となっている。

エ 「申請者の能力」（廃掃法15条の2第1項3号、廃掃法施行規則12条の2の3）の該当性について

処分庁は、本件洗浄施設の施設該当性が確認できること及び処理能

力が妥当なものか確認できないことから、本件洗浄施設の設置及び維持管理について、その「知識及び技能」（廃掃法施行規則12条の2の3第1号）及び「経理的基礎」（同条2号）を有しているか確認できないとしている。しかしながら、「知識及び技能」については、有資格者証明書が添付されているほか、P C B取扱専門企業として規定に沿った有資格者を含む管理体制を維持しており、加えて、許可事務通知の第6の4（5）記載のとおり受講修了書を添付している。また、「経理的基礎」については、事業収支の計画は事前協議から本件不許可処分2を受けるまで4年半にわたり、担当者からの指摘等を受けておらず、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可について、3回の更新を許可されている。

### （3）手続上の違法の主張

#### ア 廃掃法の手続について

本件各不許可処分においては、申請書の告示及び縦覧（廃掃法15条4項）、関係市町村長からの意見の聴取（同条5項）、利害関係者の意見書の提出（同条6項）、並びに専門的知識を有する者の意見の聴取の手続（同法15条の2第3項）を行っていない。

#### イ 行政手続法の手続について

##### （ア）行政手続法6条違反の主張（標準処理期間が守られなかったこと）

△都道府県は、標準処理期間を公にしており、焼却施設及び最終処分場等（廃掃法施行令7条の2に掲げる施設）を除く産業廃棄物処理施設は総日数90日間、焼却施設及び最終処分場等（廃掃法施行令7条の2に掲げる施設）は総日数200日間と定めている。

本件各不許可処分の理由は、全てと言っていいほど嘘の羅列となっており、P C B無害化処理施設の根本となる脱塩素化反応の原理が理解できないことから、審査は行っていなかったと解されるものであり、申請に対する履行義務を、事前協議を含めると42か月にわたり果たさず、不許可処分を行うことで、申請の効力を失わせるとした。

##### （イ）行政手続法9条違反の主張（情報の提供）

本件各設置許可申請受理から4か月も過ぎても、処分庁から申請に対する補正や訂正の指示等が一切なかったため、審査請求人は、行政手続法9条（情報の提供）を根拠に何度も進捗状況の説明を求めたが、処分庁の担当者は、e号通知が通知される令和4年10月4日まで進捗状況を一切明らかにせず、審査請求人に対して処理技術に関する証明要求も

質疑も行っていない。

処分庁は、令和5年4月25日に進捗につき回答したが、その後の審査がどのように進められるかについては明確な説明がなかった。処分庁は、本件各設置許可申請について「定型的な作業により基準に当てはまるることを確認するような作業ではないため、審査の進行状況や処分の見通しを容易に示せるものではない。」などと進捗状況を回答できない理由を繰々主張しているが、審査請求人による申請受理から1年以上にわたり、一切状況を説明しない正当な理由にはならない。

#### (ウ) 行政手続法8条違反の主張（理由の提示）

本件各設置許可申請について不許可処分とする判断の根拠とした化学的な反応や法律上の基準は、明確に示せるはずである。

しかし、処分庁の不許可処分の理由は、「推察できない」あるいは「確認できない」等の抽象的な表現に終始しているものであり、法の規定等は示されていないことから、審査請求人の申請内容は関係なく、処分庁の裁量権によって行われた不許可処分であって、審査請求人による申請に対しては、定められた法に準じた審査は行われていないことは明らかである。

#### ウ 信義則違反の主張

審査請求人は事前協議を含め法に規定のない指導に3年余りの期間にわたり協力してきたが、仮に不許可処分とするのであれば、処分庁は、開発者、審査請求人による実証実験の結果や、特許庁の判断に誤りがあるという証拠をもって証明するべきである。

また、処分庁は、事前協議の段階で技術上の基準が廃掃法施行令に記載する許可基準に値せず、他の審査項目の審査においても許可に値しない申請であるとの告知は十分に可能であったがその告知をせず、また、仮に再度設計の見直しが必要ということであれば、本件各設置許可申請後の補正等で可能であったのにそのようなことを一切行わなかった。

処分庁は、審査請求人が補正書類の提出及び説明を終了した令和4年11月2日以降、処分庁による追加指示等の要求を一切しないまま本件各不許可処分を行った。

#### エ 試験研究に該当しないと判断した対応についての主張

1号通知ではポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）

の処分期間を過ぎてしまうと令和5年4月1日からはP C Bを試験研究に使用することは認められないと言っているが、P C B特別措置法は試験研究を制限する法ではないし、処分期間の末日を2日後に控えた同年3月29日の22時にメールをしてくるという有様であり、常識的とはいえない。

処分庁は1年にわたり審査を行ったように見せかけ、実際は故意に審査を行わずP C B特別措置法10条の処分期間の末日となる令和5年3月31日を超過させることを目的に虚偽報告を繰り返していた。処分庁は、不作為との指摘を免れることを目的として「審査を行っている。」としたが、実際には審査どころか手数料をだまし取る言い訳に終始しており、さらに、審査請求人の計画に対する協議に3年半もの意味のない時間を経過させ、審査請求人の事業を諦めさせようとするものであり、不許可処分をすることで審査請求人の事業の価値を失わせようとする組織犯罪である。

#### オ その他の主張（組織ぐるみの犯罪（詐欺罪））

一地方自治体における無秩序な対応は、手数料をだまし取るといった行政による組織ぐるみの犯罪（詐欺罪）であり、到底容認できるものではない。

P C B無害化技術を利用した処理施設の設置について十分に申請施設の処理能力を推察できる審査基準は、いずれの法、省令、条例に定められているのか明らかにすべきである。また、申請施設が廃掃法施行令で定める施設であることの確認をするためにどのような基準が法、省令、条例に定められているのか明らかにすべきである（行政手続法5条）。

処分庁は、行政手続法7条等の各法を1年にわたり履行していない。

処分庁は、申請書を基本とした審査を行わず、法に基づかない一貫性のない指示・条件の変更を繰り返し、P C B特別措置法10条の期限を超えてさせることを第一の目的とする対応であり、高濃度P C B無害化処理事業に民間企業の参入を排除することを第二の目的とした不法行為である。

### 第2 審査庁の各諮問に係る判断

審査庁の各諮問に係る判断は、審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見は、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件分解施設について

（1）本件分解施設の「廃P C B等又はP C B処理物の分解施設」（廃掃法15

条1項、2項3号、廃掃法施行令7条12号の2、衛環37号第9の3(1)の該当性について

ア 廃掃法15条の2第1項で「都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」と規定し、廃掃法15条1項は、政令で定める産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨定め、提出する申請書には「産業廃棄物処理施設の種類」の記載を求めており(廃掃法15条2項3号)、「産業廃棄物処理施設」の種類を廃掃法施行令7条各号に掲げている。

そうすると、廃掃法施行令7条各号は、廃掃法15条の2第1項の許可要件そのものではないものの、処分庁に、同項各号の許可要件に該当するか否かを判断する前提として、申請された施設が廃掃法施行令7条各号に規定する施設に該当することの審査を求めているといえる。

なぜなら、一般的に許可申請を受理するに当たっては、形式面のみならず内容面について問題がないか審査することは当然予定されているものといえ、単に書類上に施設の種類の記述がされていれば足り、計画する施設が科学的に裏付けられていることまでも要しないと解するのは、法が事前規制としての許可要件を設けた意義が著しく没却されるからである。

イ 本件では、本件分解施設が「廃P C B等又はP C B処理物の分解施設」(廃掃法15条1項、2項3号、廃掃法施行令7条12号の2)に該当する必要があり、「廃P C B等又はP C B処理物の分解施設」とは「廃P C B等又はP C B処理物の処理を行うための施設であって、脱塩素化分解反応又は超臨界水酸化分解反応によって廃P C B等又はP C B処理物を処理し、処理後の廃油又は排水を判定基準に適合させることができる施設」(衛環37号第9の3(1))である。

もっとも、廃掃法は、申請された施設が廃掃法施行令7条12号の2及び衛環37号に記載された施設といえるかの判断基準を何ら具体的に定めていない。

これは、そもそも廃棄物処理施設に使用される技術等は施設により異なるのであって、廃掃法が行政庁の許可制を採用している(廃掃法15条1項)趣旨からすれば、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点を踏まえ地域の実情及び申請施設の実態に即して、申請書(廃掃法15条

2項) 及び添付書類(廃掃法施行規則11条6項)等から適切に判断を行う必要があるためと解される。

加えて、廃掃法施行令7条12号の2及び衛環37号に記載された施設であるといえるか否かの判断は、科学的判断を要するものであることから、廃掃法や通知の規定に反しない限り、処分庁である行政庁が、現在の科学水準に照らしつつ科学的観点からその具体的判断を自ら行うことができるものと解される。

そうすると、処分庁の調査や審査において不合理な点があり又は処分庁の調査や審査及び判断過程に看過しがたい過誤、欠落等が認められる場合には、当該判断は不合理なものであり違法となると解される。

ウ(ア) 本件分解施設についてみると、審査請求人が使用しようとする技術は、ある一定の環境下においては廃P C B等を判定基準まで処理することが可能な技術であることがうかがわれる。

もっとも、それは正に「見込み」にすぎず、技術として更なる研究が必要であり、技術として確立しているものとまではいえない。

加えて、実証実験に用いられた試験機と実用機との条件や規模が近接することは試験値の信頼性の観点から望ましいところ、審査請求人提出資料(「公開特許公報(A)」及び「平成20年度大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金に係る事業実績報告書」)の各実験及び審査請求人実施の実験は、いずれも管理状態の良好な環境でフラスコを用いて行っているのに対し、本件分解施設は移動式トレーラーで行う予定であり、分解槽の容積(本件分解施設は100リットル)、処理工程として予定している内容や条件等が大きく異なるといわざるを得ない。

よって、本件において、本件分解施設の性能を推察しようにも、当該資料の内容や条件等が本件分解施設と異なるのであれば推察するのは困難といえる。

(イ) 特に本件は高濃度の廃P C B等又はP C B処理物を扱う施設であるところ、一般的に用いられる中間処理施設等より高度な技術が求められるものと考えるべきであり、処理技術は適正な処理及び処理の安全性の中核であることからすれば、科学的な論文や実証実験等により明確に証明されない限り、許可を行うことは妥当ではない。

本件分解施設の処理技術は、財団のP C B処理技術調査検討委員

会などの第三者（以下「財団等」という。）の評価を受けていない。処分庁の主張するように、廃掃法上、財団の評価は必ずしも必要ではないが、処分庁が、専門家である財団が行う評価を踏まえ、処理技術が妥当であることを説明する必要があると判断し、慎重な検討を行うことは決して不合理ではない。

（ウ）審査請求人提出資料に研究結果の成果の記載があったとしても、当該実験結果は、一部資料に黒塗りの部分があり不明瞭な部分がある上、上記（ア）のとおり、処理工程として予定している内容や条件等が大きく異なるものから得られた研究成果であるから、当該実験結果をもって本件分解施設が「廃P C B等又はP C B処理物の分解施設」と確認することは困難だと判断することは妥当である。

よって、処分庁の判断に不合理な点はなく、審査請求人のその他の主張は採用できないから、処分庁の判断について、違法又は不当な点はない。

（2）本件分解施設の「処理能力」（廃掃法15条2項5号）及び「技術上の基準」（廃掃法15条の2第1項1号、廃掃法施行規則12条7号、衛環37号第1の1（1）④）の該当性について

ア 廃掃法15条第2項5号が、許可申請書に「産業廃棄物処理施設の処理能力」の記載を求めており、及び、廃掃法15条の2第1項1号に「技術上の基準」の一つとして「産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。」（廃掃法施行規則12条7号）を掲げていることから、申請書に記載された処理能力を前提に、廃掃法15条の2第1項の各要件を満たすか等を判断することとなり、処理能力は設置許可の判断の基礎となる重要な事実となる。

そのことからすると、廃掃法は、当然に、設置許可申請を受けた処分庁に、許可要件に該当するか否かを判断する前提として、施設の処理能力について記載の正確性があるか否かの審査を求めており、審査をするに当たって記載の根拠となる資料等の提出を求めることが予定されている。単に申請書類上で数値が記述されれば足り、記載された数値が実現可能か科学的に裏付けられていることまで要しないと解することは、法の趣旨を著しく没却するもので相当でない。

イ もっとも、廃掃法は「処理能力」としか規定しておらず、許可事務通

知及び衛環37号においても基本的な記載方法のみを示しているだけである。廃掃法15条2項5号の処理能力の算定が妥当か否かの判断については、科学的判断を要するものであるから、廃掃法や通知の規定に反しない限り、処分庁である行政庁が現在の科学技術水準に照らし科学的観点からその妥当性を自ら判断することができると解される。

そうすると、処分庁の調査や審査において不合理な点があり又は処分庁の調査や審査及び判断過程に看過しがたい過誤、欠落等が認められる場合には、当該判断は不合理なものであり違法となると解される。

ウ 本件分解施設について、審査請求人は、「P C B 脱塩素分解実験報告」に基づき、4時間で脱塩素分解が可能であるとして、1日当たりの処理量を計算しているところ、同実験は、フラスコで行ったものであり、上記（1）ウと同様の理由から、上記のとおりの処理が可能か当該資料からは判断困難といわざるを得ない。

以上から、審査請求人の主張する処理能力の正確性について判断しようがなく、処理能力の算定に不合理な点があるといわざるを得ない。

よって、処分庁が、本件分解施設の処理能力について記載内容の適否を判断できないと判断した点に不合理な点は見当たらない。

エ 加えて、廃掃法15条の2第1項1号の要件に該当するか否かの判断は、専門技術的判断であり、処分庁に裁量があるところ、判断しようがない処理能力を前提として設置許可処分がなされた場合には、設置許可の判断の基礎とされた重要な事実の基礎を欠くことになるので、当該処分は裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる。本件では、処分庁は処理能力について判断しようがない以上、廃掃法15条の2第1項1号の要件該当性を判断できないとして本件不許可処分1をしており、当該判断は合理的かつ適切であり、裁量権の逸脱又は濫用はない。

オ なお、審査請求人は、処分庁の主張は実機による実証試験で得た結果でなければ処理能力を推察できないとする主張である等と主張するが、上記のとおり、申請施設の性能、能力を推察できる資料を求めており、当該資料が必ずしも実機による調査結果の資料となるものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

（3）「生活環境影響調査書」（廃掃法15条3項、15条の2第1項2号）について

ア 廃掃法15条の2第1項2号は以下のように規定する。

すなわち、①設置許可申請に際し、生活環境影響調査書を添付しなければならない（廃掃法15条3項、廃掃法施行規則11条の2）、②都道府県知事は廃掃法15条の2第1項各号に適合するかの審査過程で、申請書と生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供するとともに、関係市町村長に生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない（廃掃法15条4項、5項）、③利害関係者は知事に意見書を提出することができる（同条6項）、④都道府県知事は設置許可をする場合には、あらかじめ廃掃法15条の2第1項2号の要件に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない（廃掃法15条の2第3項、廃掃法施行規則12条の3）、⑤生活環境影響調査書には、廃掃法施行規則11条の2に定める事項の記載を要する。

イ 環境省は、生活環境影響調査がより適切で合理的に行われるよう、現時点の科学的知見に基づいて「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（調査指針）を取りまとめている。

ウ 以上より、廃掃法15条の2第1項2号に掲げる事項の基準適合性については、生活環境影響調査結果を踏まえつつ、専門知識を有する者（から成る審査会。以下「専門審査会」という。）の意見を十分に尊重して行う都道府県知事の合理的な判断に委ねられていると解されるから、現在の科学技術水準に照らし、専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは専門審査会の調査審議における具体的審査基準における判断及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、都道府県知事の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、判断に不合理な点があるものとして、これに基づく処分は違法となると解すべきである。そして、申請内容の状況により専門審査会等の判断を経ずに、都道府県知事の合理的判断によって行う場合には、その判断の過程に看過しがたい過誤や欠落等がある場合に、上記判断が不合理なものとして、それにに基づく処分は違法となる。

エ 本件分解施設については、申請の段階で許可基準に適合するか否かの判断の前提部分に疑義が生じ、許可基準に適合するか判断できない状況であると処分庁が判断し、縦覧や告示を行わなかった場合であり、処分庁の判断について不合理な点がないか検討する。

（ア）生活環境影響調査（廃掃法15条3項）は、許可を要する全ての産業

廃棄物処理施設について実施が義務付けられている。施設計画作成のために生活環境影響調査は極めて重要な作業といえる。生活環境影響調査を行う趣旨からすれば、施設自体を適切に評価した上で、実態に沿った影響を調査する必要がある。

そして、処理能力は、施設の規模を測る上で一つの指標となるものであり、処理能力は周辺環境に与える影響を検討する上で重要な事項の一つといわざるを得ない。

そして、上記（2）のとおり、処理能力（廃掃法15条2項5号）とは単に書類上に数値の記載があれば足り、そこに記載された数値が実現可能か科学的に裏付けられていることまで要しないと解することは相当ではなく、処理能力の数値が科学的に裏付けられ、妥当であると判断できることが前提となる。

（イ）本件分解施設は、上記（2）のとおり、処理能力の妥当性が不明確な状態であり、本件分解施設を適切に把握できているとはいえない状況である。このような状態で提出された生活環境影響調査が適切か評価できないと判断することは十分理解できるものであり、処理能力が妥当か判断できないため廃掃法15条の2第1項2号に該当するとはいえないとした処分庁の判断は合理的である。

よって、審査請求人が、生活環境影響調査等について何ら不明瞭な点はないとする主張は採用できない。

以上より、処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

（4）「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」（廃掃法15条の2第1項3号、廃掃法施行規則12条の2の3第1号）の該当性について

廃掃法15条の2第1項3号を受けた廃掃法施行規則12条の2の3第1号は、「知識及び技能」と定めるのみで、具体的な内容を明らかにしていない。確かに、許可事務通知には、審査請求人主張のとおり、「知識及び技能は、…講習の受講実績…でもって確認できること」との記載があるが、これは一つの判断要素にすぎない。廃掃法15条の2第1項1号、廃掃法施行規則12条及び12条の2により詳細に施設の設備等について技術上の基準を定め、廃掃法15条の2の3第1項、廃掃法施行規則12条の6や12条の7により詳細に施設の維持管理の基準を定めていることからすると、当該観点から、産業廃棄物処理施設の設備及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能

を有するか否かを判断すべきであり、許可事務通知の当該記載もこのような観点の下具体的例示として記載したものと解される。

もっとも、P C Bが人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質であることを考えれば、一般的に用いられている中間処理施設より高度な処理技術が求められているものと考えるべきであり、「知識及び技能を有すること」については、許可事務通知を形式的に適用することは適当ではなく、規定の趣旨に反しない範囲で、申請者の知識及び技能を慎重に判断することも許容される。

特に廃掃法施行規則12条7号、廃掃法施行規則12条の6第1号、2号等からすれば、施設の設置や維持管理の観点から、処分庁が主張する事情を踏まえて、廃掃法施行規則12条の2の3第1号に該当しないと判断することも不合理とまではいえない。

よって、処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

(5) 「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」(廃掃法15条の2第1項3号、廃掃法施行規則12条の2の3第2号)の該当性について

廃掃法15条の2第1項3号及び廃掃法施行規則12条の2の3第2号が経済的基礎を有することを設置許可要件としているのは、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に多額の資金を要し、設置者の経理的基礎が不十分である場合には、不適切な操業が行われるおそれが大きいことから、これを防止する趣旨であると解される。

この趣旨からすれば、設置者において継続的に適切な操業を行うことがおよそ期待できないような場合には、経理的基礎の要件がないと判断すべきと解される。

本件分解施設は、施設該当性及び処理能力の妥当性が確認できないと認められ、維持管理等の費用が正しく算出されているか不明であり、施設の設置に関する計画が適切であるか確認できないことから、審査請求人が本件分解施設を継続的に適切な操業を行うことが可能か否かについて判断できないといえ、経理的基礎の要件を満たすか判断できない。

よって、処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

## 2 本件洗浄施設について

(1) 本件洗浄施設の「P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設」(廃掃法15条1項、2項3号、廃掃法施行令7条13号、衛環37号第9の3

(1) ) の該当性について

ア 本件では、本件洗浄施設が「P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設」(廃掃法15条1項、2項3号、廃掃法施行令7条13号)に該当する必要がある。

「P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設」とは、「P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄を行うための施設であって、洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずを判定基準に適合させることができる施設であること」(衛環37号第9の3(1))であるから、本件洗浄施設が「洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずを判定基準に適合させることができる」ことが判断として重要であると解される。

審査請求人が提出する「超音波洗浄実験報告書」では、洗浄開始後5分で判定基準値以下になった報告があり、P C B濃度が判定基準値以上を上回る検体についても更に5分洗浄を行うことで、P C Bの濃度が判定基準を下回ったと記載がある。

もっとも、超音波洗浄実験は、本件洗浄施設とは条件等が大きく異なるし、当該実験では、検体量や検体数、計量証明等の詳細が不明である。

よって、当該超音波洗浄実験では、本件洗浄施設が「洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずを判定基準に適合させることができる」施設か否か確認できない。

以上から、処分庁が施設該当性を確認できないとしたことに不合理な点はない。

イ なお、審査請求人は、P C Bを分離・置換・隔離する時点で、対象汚染物に残るP C Bは判定基準を下回るものであって、以降の洗浄槽からの液抜きから真空乾燥に至る工程は、洗浄後の判定基準を下回った対象物の取り出し等の工程にすぎない等と主張する。しかしながら、当該段階において判定基準を下回る根拠は見当たらないし、審査請求人が提出した洗浄処理フローでは、洗浄槽からの液抜き以降の工程も「洗浄工程」と記載されており、審査請求人が主張するような事情は当該資料からは読み取れない。よって、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 本件洗浄施設の「処理能力」(廃掃法15条2項5号)及び「技術上の基準」(廃掃法15条の2第1項1号、廃掃法施行規則12条7号、衛環37号第1の1(1)④)の該当性について

審査請求人は、処理能力を説明する根拠資料として、「処理能力計算書

“改訂版”」及び「超音波洗浄実験報告書」を提出するところ、「超音波洗浄実験報告書」は、上記（1）のとおり、本件洗浄施設の性能を推察できないものであり、当該計算書において記載した処理能力の内容が妥当か判断しようがないといえ、処分庁の判断に不合理な点はない。

また、廃掃法15条の2第1項1号の要件に該当しないとした判断に違法な点はない。

（3）「生活環境影響調査書」（廃掃法15条3項、15条の2第1項2号）について

本件分解施設の判断（上記1（3））と同旨。

（4）「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」（廃掃法15条の2第1項3号、廃掃法施行規則12条の2の3第1号）の該当性について

本件分解施設の判断（上記1（4））と同旨。

（5）「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」（廃掃法15条の2第1項3号、廃掃法施行規則12条の2の3第2号）の該当性について

本件分解施設の判断（上記1（5））と同旨。

### 3 手続上の違法について

（1）廃掃法の手続について

本件各不許可処分においては、申請書の告示及び縦覧（廃掃法15条4項）、関係市町村長からの意見の聴取（同条5項）、利害関係者の意見書の提出（同条6項）、並びに専門的知識を有する者の意見の聴取の手続（同法15条の2第3項）を行っていない。

これらの手続は、申請内容が廃掃法15条の2第1項2号に掲げる要件に適合しているかの判断に資する観点から行われるものなので、申請内容が技術上の基準に適合しない場合には、これらの手続を経ずに不許可処分としても差し支えない（許可事務通知）。

本件では、前述のとおり、本件各施設が廃掃法15条の2第1項1号の要件に該当すると判断することができない状況にあったのであるから、これらの手続を経ずに本件各不許可処分を行うことは廃掃法の手続上問題はない。

（2）行政手続法の手続について

ア 行政手続法6条違反の主張（標準処理期間が守られなかったこと）

標準処理期間はあくまで目安であり、また、標準処理期間の経過を正

当とするような事情がある場合には標準処理期間を経過しても違法とはならない。

本件では、一般的に用いられている中間処理施設より高度な処理技術が求められるものであるため、確認作業等に時間を要したとの事情が認められる。当該事情を踏まえると、審査期間は妥当であったといえ、処分庁の手続に違法はない。

イ 行政手続法9条違反の主張（情報の提供）

行政手続法9条は努力義務であることに加え、本件では、審査に要する時間や工程等の見通しが立たない状況であった。

これを踏まえると、進捗状況や、処理技術に関し、容易に回答できる状況ではなかったといえ、審査請求人が求めていた内容の回答が処分庁から得られなかつたとしても、違法とまではいえない。

ウ 行政手続法8条違反の主張（理由の提示）

行政庁の判断の慎重と合理性を担保しその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服申立てに便宜を与えるとの行政手続法8条の趣旨に鑑みれば、本件各不許可処分の通知書に記載すべき理由は、当該趣旨を充足する程度に具体的な根拠を明らかにすることが必要であり、かつ、それで足りると解するのが相当である。

本件では、本件各不許可処分の通知書に不許可の根拠となった条文及びその理由が具体的に記載されており、違法性は認められない。

（3）信義則違反の主張

不許可処分がされることないと信頼していたと認められる場合には、申請者の信頼を保護するため、技術上の基準その他審査項目について、許可基準に値しない旨を指摘し、申請者にそれらの事項の対応を検討させる信義則上の義務があったといえ、そのような機会を与えることなく不許可処分をすることは信義則上許されない。

本件では、審査請求人の主張するとおり、令和元年の事前協議開始から本件各不許可処分に至るまで約4年もの時間を費やしている。もっとも、事前協議の長さは事案により様々であり、単にやり取りが長期に及んだというだけでは保護に値する信頼があったとまではいえない。加えて、処分庁は、事前協議の期間において、本件各施設について検討を行っていたことも認められる。

そして、本件では、処分庁は、事前協議の段階で、廃掃法施行令7条1

2号の2及び13号の施設の技術根拠及び処理能力について説明を求めており、本件各設置許可申請後においても、令和4年9月30日付けで追加の資料提出を求めた際に、本件各施設が判定基準に適合させることができることを説明する資料など、本件各不許可処分となる事情に関して補正等で求めていることからすると、不許可処分がなされないと信頼していた場合に当たらず、仮に信頼していたとしても、審査請求人の一方的な信頼にすぎず、保護に値しない。

また、処分庁の補正内容は具体的であり、補正期間も十分な期間が設けられていたから、審査請求人に検討させる機会は与えていた。

以上から、本件は信義則違反の事例には該当せず、処分庁に信義則違反はない。

#### (4) 試験研究に該当しないと判断した対応についての主張

試験研究に該当するか否かは、平成18年3月31日付け環廃産発第060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）（以下「規制改革通知」という。）の第二（1）から（5）までの事由に該当するか否かで判断されるところ、本件では審査請求人による修正された試験期間が令和5年3月15日から同年7月24日までとされている。

PCB特別措置法10条1項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）6条において、保管事業者は令和5年3月31日までに高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託してはならないとされているところ、本件はその期間を過ぎた時期まで試験研究を行うものであり、規制改革通知の判断基準「（2）試験研究の期間は試験研究の結果を示すことができる合理的な期間」に該当しないとして、試験研究に該当しないと判断することは妥当である。

#### (5) その他の主張

その他、審査請求人は、縷々主張しているが、当該事由を認めるに足りる事情は認められない。よって、審査請求人の主張は採用できない。

### 4 結論

以上のとおり、本件各審査請求にはいずれも理由がないため、行政不服審査

法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件各諮詢に至るまでの一連の手続について

(1) 本件では、本件審査請求1（令和5年7月19日付け）について、同月28日に処分庁に対する弁明書の提出依頼が行われた後、同年9月7日に審理員指名が行われている。また、本件審査請求2（同月1日付け）については、同月5日に処分庁に対する弁明書の提出依頼が行われた後、同月19日に審理員指名が行われている。

行政不服審査法29条1項は、審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない旨規定し、同条2項は、審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする旨規定していることを踏まえれば、本来、審査庁が審理員を指名した後、指名された審理員が、処分庁に対して、弁明書の提出依頼を行うべきであった。

審査庁においては、今後、同様の手続的な誤りが生じないよう再発防止策を講じるべきである。

(2) 上記で指摘した点以外には、本件各審査請求から本件各諮詢に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件各不許可処分の違法性又は不当性について

##### (1) 本件不許可処分1について（本件分解施設）

###### ア 廃P C B等分解施設の設置について

(ア) 廃掃法15条1項は、政令で定める産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定し、上記の委任を受けた廃掃法施行令7条各号が、施設設置許可の対象となる産業廃棄物処理施設を掲げている。本件分解施設は、同条12号の2で掲げる「廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設」に該当する。

そして、廃掃法施行令7条各号に掲げられる施設には、施設の規模等のいわゆる裾きり基準が定められているものがあるが、同条12号の2に掲げる廃P C B等分解施設は裾きり基準の定めがなく、その施設設置に当たっては、施設の規模等にかかわらず、必ず都道府県知事の許可が必要とされている。これは、特定有害産業廃棄物である廃P C B等の毒

性、すなわち人体及び環境に対する影響の甚大性に鑑み、都道府県知事による厳格な審査に服せしめる趣旨と解される。

また、廃掃法は廃掃法施行令7条12号の2に係る施設の具体的な内容を定めていないところ、衛環37号第9の3(1)は「①令第7条第12号の2に掲げる施設は、廃P C B等又はP C B処理物の処理を行うための施設であつて、脱塩素化分解反応又は超臨界水酸化分解反応によつて廃P C B等又はP C B処理物を処理し、処理後の廃油又は排水を判定基準に適合させることができる施設」をいうと示し、ここでいう「判定基準」とは、廃掃法施行規則1条の2第4項に定める基準をいい、同項は「ポリ塩化ビフェニル処理物が、廃油の場合は当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1キログラムにつき0.5ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1リットルにつき0.03ミリグラム以下であることとし、廃プラスチック類又は金属くずの場合は当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこととし、陶磁器くずの場合は当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこととし、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合は当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること」と規定する(廃掃法施行令2条の4第5号ハ、廃掃法2条5項)。

- (イ) 廃掃法15条2項は、施設設置許可を受けようとする者は環境省令で定めるところにより申請書を提出しなければならないと規定し、申請書の記載事項として同項3号では「産業廃棄物処理施設の種類」、同項5号では「産業廃棄物処理施設の処理能力」を規定し、上記の委任を受けた廃掃法施行規則11条6項では申請書に添付する書類及び図面として、「最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図」(同項3号)や「当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類」(同項5号)を掲げている。このように、法は、申請者に対し、申請書とともに、申請にかかる施設が、申請書に記載したとおりの内容(施設の種類や処理能力)を有することを説明する書類の提出を求めている。
- (ウ) 廃掃法15条の2第1項は、都道府県知事は設置許可申請が同項各号

のいづれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないと規定しており、同項1号では「その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること」、同項2号では「その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること」、同項3号では「申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」を許可の基準として掲げている。

(エ) 上記(ア)及び(イ)に照らせば、廃掃法は、特定有害産業廃棄物である廃P C B等分解施設の設置許可について、同法15条の2第1項に掲げる許可要件とは別に、衛環37号で示す施設に該当することも許可要件としていると解するのが相当である。

すなわち、廃P C B等の中間処理施設である分解施設の場合、分解処理の過程において、処理後更に処理を要する廃棄物（P C B処理物。これらが適正に処理されたかどうかは産業廃棄物管理票（廃掃法12条の3）により追跡管理される。）とは別に、当該施設における処理限りで環境に放出されるおそれのある廃油・排水（注：衛環37号にいう「処理後の廃油又は排水」を指す。）が生成されるところ、これらの処理後の廃油又は排水が判定基準に適合しないまま環境に放出されこととなれば、人体や環境に及ぼす危険・悪影響は計り知れないものとなり、上記のとおり法が特定有害産業廃棄物である廃P C B等処理施設の設置について厳格な規制を定めた趣旨が没却されることとなる。そこで、廃掃法は、特別管理産業廃棄物処理施設である廃P C B等分解施設の設置許可申請の審査において、処分庁に対し、申請施設が処理後の廃油又は排水を上記判定基準に適合させることができる施設か否かの審査を求めており、これを満たさない場合には、申請を却下することを許していると解される。そして、衛環37号第9の3が、「（1）許可対象施設の追加」との標題をして、その①で廃掃法施行令7条12号の2に掲げる分解施設の具体的な内容を示しているのは、処分庁に対し、分解施設の設置許可において、申請施設が処理後の廃油又は排水を上記判定基準に適

合させることができる施設であることも許可要件であり、この点についての審査も求めていることを、注意的に明らかにしたものと解するのが相当である。そして、上記①のとおり分解施設の具体的な内容を示した衛環37号は、廃掃法が特定有害産業廃棄物の処理について厳格な規制を設けている趣旨に照らし適切なものであり、かつ公表されているものであるから、施設該当性の判断基準として用いることに問題はない。

(オ) 本件不許可処分1は、本件分解施設が処理後の廃油又は排水を判定基準に適合させることができる施設か否か（以下「施設該当性」という。）、施設の処理能力及び廃掃法15条の2第1項各号の許可の基準に適合しているか否か（以下「許可基準適合性」という。）が確認できない又は認められないことを理由とするものであるところ、上記（エ）を踏まえ、処分庁の当該判断について以下検討する。

#### イ 施設該当性に係る処分庁の判断について

(ア) 上記ア（エ）のとおり、廃掃法施行令7条12号の2に規定する分解施設は、当該分解施設での処理後の廃油又は排水を判定基準（廃掃法施行規則1条の2第4項）に適合させることができる施設であることが求められているところ、判定基準それ自体は具体的な数値をもって定められているものの（上記ア（ア））、その判定基準に適合させることができるか否かは、関連する専門分野を含めた専門技術的知見等を踏まえた判断が必要とされ、さらに、当該施設が存在しない時点においての将来の予測に係る事項の判断も必要とされる。

すなわち、廃掃法施行令7条12号の2に規定する分解施設の場合、申請書及びその添付書類から、当該分解施設において、分解処理後、当該施設における処理限りで環境に放出されるおそれのある生成物（処理後の廃油又は排水。以下「判定対象物」という。）として、具体的にいかなる物質がどのくらい生成されるか確定した上、判定対象物ごとに判定基準に適合させることができるか否かの判断を要する。これらの判断は、複雑な処理工程の中で判定対象物が適切に確定されているか及び判定対象物ごとに判定基準に適合させることができるか等に関する専門技術的判断に基づく評価が求められる。「PCB処理技術評価提出資料作成要領」の、「別紙2 対象技術の原理・安全性等の説明資料作成要領」及び「別紙3 実証実験計画説明資料作成要領」によれば、PCB処理技術の評価において、技術の原理の説明やPCB処理実験結果の報告

(その中では、「処理後生成物」ごとにP C B濃度等のデータ報告が求められる。)、処理系統内における物質収支報告が求められていること等からも、判定基準に適合させることができるか否かについては、技術の原理や反応生成物、物質収支等に係る専門技術的知見がなければ、判断・評価し得ないといえる。

したがって、施設該当性に関する判断は、処分庁がその専門技術的知見に基づいて行う裁量に委ねられているというべきであり、その判断が、重要な事実の基礎を欠くこと、又は、その判断の過程において、考慮すべき事柄を考慮していないこと、若しくは考慮された事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと等により、判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである場合には、その裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとして、その判断は違法となり、また、処分庁の判断の内容が不合理である場合には不当となると解される。

(イ) 事件記録によれば、処分庁が、本件分解施設について、審査請求人提出資料からは施設該当性を確認できないとした理由は以下のとおりである。

A 「P C B脱塩素分解実験報告」及び「処理能力計算書“改訂版”」について

処分庁は、「P C B脱塩素分解実験報告」について、①同報告における実験は200cc又は1000ccのフラスコを用いたものであるのに対し、本件分解施設は、分解槽が100リットルであり、フラスコを用いた実験と処理施設における廃棄物の処理とでは、処理規模が異なり、実際の処理施設で使用する機材や装置等とは大きく異なる環境下での実験結果であること、②P C B (KC-300、KC-500) の脱塩素化について、240分で検出下限値0. 15 ppm以下となったとの実験結果が記載されているが、この報告では、実験日、実施者、実験施設の所在地及び構造、P C Bの入手先等は一切不明であり、一般的に、論文や報告書等で使用する検体がどのようなものか等が明示されていなければ、結果について十分に評価できないこと、③当該報告の内容でP C Bを判定基準に適合させることができるについて、第三者の確認を受けたものではないことを指摘する。

また、処分庁は、上記「P C B脱塩素分解実験報告」の結果に基づき処理能力の算出根拠を説明した「処理能力計算書“改訂版”」に

についても、フラスコを用いた実験に基づくものであり、本件分解施設における処理工程や処理技術の詳細も不明なものである旨指摘する。

そして、処分庁としては、これらの資料からは、本件分解施設が判定対象物を判定基準に適合させることができる施設であることの確認ができないとしている。

（「P C B 脱塩素分解実験報告」、「処理能力計算書 “改訂版”」）

B 「平成20年度大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金に係る事業実績報告書」について

処分庁は、当該報告書には、「試作機の評価（補完研究）の成果」として「本事業のP C B 分解無毒化プラントでは、現在の所、P C B 廃棄物としての判定基準値『近傍』まで分解無毒化することができるが、判定基準値である0. 5 m g / k g (0. 5 p p m)を達成するための補完研究を実施する必要が有る。研究実施大学では、研究室スケールの実験でその達成に成功しており、パイロットスケールへのスケールアップは十分実現達成できる見込みである。」と記載されているが、400重量パーセントの触媒を用いても残存率3パーセント、500ミリリットルのフラスコを用いた実験で残存濃度は0. 67 p p mであり、処理する廃棄物を判定基準に適合させること（0. 5 p p m以下とすること）は示されていない旨指摘する。

そして、処分庁としては、当該報告内容から、本件分解施設が判定対象物を判定基準に適合させることができるかどうか確認できないとしている。

（「平成20年度大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金に係る事業実績報告書」）

C 「公開特許公報（A）」について

処分庁は、「公開特許公報（A）」について、同資料には、フラスコを用いたP C B の脱塩素化反応の実施例における処理工程、使用薬剤量、物質収支、検体の選出理由のほか、常温常圧の条件下で反応すること、一般的な装置によって実施することができる等の記載はあるが、当該実験は1000ミリリットルのフラスコを用いた実験等の結果であり、実際の処理施設で使用する機材や装置等とは大きく異なる環境下での実験結果である旨を指摘し、処分庁としては、本特許により、本件分解施設が判定対象物を判定基準に適合させることが

できる施設かどうかの確認ができないとしている。

(「公開特許公報（A）」)

D 「脱塩素分解処理工程“改訂版”」について

処分庁は、「脱塩素分解処理工程“改訂版”」について、当該資料には各処理工程における物質収支やP C B廃棄物の濃度、薬剤の使用量などが示されず、処理工程や処理技術の詳細が確認できなかつた旨指摘し、処分庁としては、本件分解施設が判定対象物を判定基準に適合させることができることの確認ができないとしている。

(「脱塩素分解処理工程“改訂版”」)

E このほかの審査請求人提出に係る資料について

以下の各資料についても、その内容に照らせば、上記AからDまでと同様に、処分庁において、本件分解施設が判定対象物を判定基準に適合させることができることの確認ができないとするものと解される。

(A) 「P C B（ポリ塩化ビフェニル）類の触媒的脱塩素化反応を用いた簡便無毒化法の開発」について

当該資料には、「完全な脱塩素化が進行することが明らかとなつた」、「還元的脱塩素化に基づくP C Bの分解無毒化法として適用可能」等の記載があるものの、1リットルのフラスコを用いた実験結果であり、本件分解施設（分解槽が100リットル）とは処理規模が異なる。したがつて、他の資料と同じく、当該資料からは、本件分解施設が判定対象物を判定基準に適合させることができることの確認ができないとの評価が可能である。

(「P C B（ポリ塩化ビフェニル）類の触媒的脱塩素化反応を用いた簡便無毒化法の開発」)

(B) 「ポリ塩化ビフェニル無害化処理法の実用化に関する研究」について

当該論文には、高濃度P C Bを分解できるとの記載はあるものの、判定基準に適合させることができるとまでは結論付けておらず、また、使用する機材や装置等が申請施設と一致しているか不確かである。したがつて、他の資料と同じく、当該資料からは、本件分解施設が判定対象物を判定基準に適合させることができることの確認ができないとの評価が可能である。

(「ポリ塩化ビフェニル無害化処理法の実用化に関する研究」)

F また、処分庁は、施設該当性の審査に当たり、以下のとおり高濃度P C Bの処理技術の特殊性を踏まえて審査した旨説明している。

(A) 高濃度廃P C Bの脱塩素化分解技術が特殊であること

国内では脱塩素化分解技術実用化のための法改正がされてから26年程度であり、焼却施設や破碎施設など一般的な廃棄物処理施設に比べて、その技術が実用化されてからの期間が短く、その技術も比較的高度なものである。加えて、将来的な需要が見込まれないためか近年は技術開発もほとんど進展しておらず、現在財団の評価を受けた脱塩素化分解技術は14種類以外に見当たらぬ。

(B) 高濃度廃P C B処理技術について、財団の評価を受けていない技術の実績が確認できること

高濃度廃P C Bの処理施設について、他者の高濃度P C B廃棄物を受け入れて処理することができる施設は、全国でも国が100パーセント出資した法人であるF社が設置した5か所以外には存在しない。そしてこれらの処理技術は、いずれも財団の評価を受けている。自社所有の廃P C Bのみを処理する高濃度P C B処理施設（いわゆる自社処理施設）では、F社以外の民間の企業による、財団の評価を受けた処理技術で地方公共団体の許可を受けた施設が存在するが、少なくもA都道府県内において、財団の評価を受けていない処理技術の施設が許可を受けた事例はない。

(C) 本件分解施設の処理技術は実用化された実績が全くない技術であり、慎重な審査が必要であること

本件分解施設の処理技術は財団の評価を受けておらず、実用スケールでの実証実験がなされておらず、一度も実用化されたことがない技術である。廃掃法上、財団の評価は必ずしも必要ではないが、財団の評価を受けた処理技術は安全かつ確実に処理ができるることを担保するものである。これに対し、上記（B）のとおり、財団の評価を得ていない技術について、その実績が確認できない。そのため、処分庁は、本件分解施設において確実に高濃度廃P C Bを判定基準に適合させる処理が可能であるか否かについて、財団が行う評価と同程度の水準で確認する必要がある。

(D) 10分の1から100分の1以上の規模・同等の構造・試験環境で判定基準に適合させる処理が可能であることが確認できる必要があること

高濃度廃P C Bの処理は高度な処理技術であり、施設の規模や構造が異なると想定外の反応が起こり得る。例えば、スケールアップしただけで期待した処理が進行しないことなどが起こるため、財団の評価基準では、改めて定めたスケールの範囲（10分の1から100分の1）で試験を行うように求めている。

また、同等規模だとしても、液体の攪拌の機構など反応等に直接関係する部分の施設の材質構造が異なっているだけで処理できなくなる可能性も十分に想定される。

したがって、少なくとも財団の評価で使用する範囲内のスケールで、かつ、同等の構造で申請施設の仕様環境と同等とみなせる環境で処理が可能であることが示されなければ、本件分解施設で処理が可能であると判断できない。この点について、本件申請に關し、財団に意見照会をした結果、上記の処分庁見解を支持する意見を得ている（P C B廃棄物処理施設に係る専門的見地からの意見について（依頼）及び同回答）。

(E) 審査請求人から提出された書類が（D）の観点からは不足であり、このほかに判定基準に適合させる処理が可能であることを確認できる書類等が示されなかつたこと

審査請求人から提出された論文等からは、上記（D）の観点で本件分解施設が判定基準に適合させる処理が可能であることを確認できるものはなかつた。

(ウ) A 確かに、審査請求人が使用しようとする技術は、ある一定の環境下においては廃P C B等を判定基準まで処理することが可能である技術であることがうかがわれる。

B しかしながら、400重量パーセントの触媒量で判定基準に適合させられることが示されていないとの報告もあり、技術として更なる研究が必要であつて、確立しているものとまではいえない（上記（イ）B）。

加えて、実証実験に用いられた試験機と実用機との条件や規模が近接することは、試験値の信頼性の観点からは望ましいところ、

フラスコを用いて研究室内で行われた実証実験は、管理状態の良好な環境で行われたものであって、実操業規模で処理工程として予定している内容や条件等と大きく異なっている（上記（イ）A、B、C、E（A））。

しかも、本件分解施設は高濃度の廃P C B等を扱う施設であり、廃掃法が特定有害産業廃棄物である廃P C B等処理施設については、いわゆる裾きり基準を設けず、全ての当該施設につき都道府県知事の許可審査を必要としている趣旨（P C Bの毒性、すなわち人体及び環境に対する影響の甚大性に鑑み、廃P C B等の不適切な処理による人体及び環境への悪影響を防止すること）に照らせば、一般的に中間処理施設等で用いられている技術よりも更に高度な安全性を確保する技術が求められていると解される。そして、審査請求人は、本件分解施設で用いられる予定の処理技術について、財団等の評価を受けていない。法の規定上、財団等の評価は必要とされていないが、財団等の評価を受けた処理技術は、一般的に、安全かつ確実に処理ができる技術であることが担保されているものであるところ、その評価を得ていない処理技術について、処分庁が、財団等が行う評価を踏まえて、処理技術について慎重な検討を行うことは不合理とはいえない。

これらを踏まえると、審査請求人提出の資料は、処理規模や条件等が本件分解施設と異なるため、審査請求人提出資料から本件分解施設の性能を推察するのは困難といえ、処分庁が、本件分解施設が廃P C B等を判定基準に適合させることができる施設なのか確認できないとしたことは不合理ではない。

C また、処分庁は、審査手続において、審査請求人提出資料では本件分解施設が判定基準に適合させることができる施設なのか確認できないとして、審査請求人に対し、資料の追加提出を求め、審査請求人から一定の追加資料の提出がなされたのを踏まえ、上記結論を導いており、その判断の過程についても不合理な点は認められない。

D 以上より、処分庁の判断の内容は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであるとはいはず、したがって、本件分解施設について、施設該当性が確認できないとした処分庁の判断につき裁量

権の逸脱又は濫用はなく、また、その判断の内容が不合理ともいえないことから、本件不許可処分1について違法又は不当というべき事情の存在は認められない。

#### (エ) 小括

以上のとおり、本件設置許可申請1は、許可要件を欠くことが明らかである。なお、事案に鑑み、念のため、審査請求人が主張する本件分解施設の処理能力及び廃掃法15条の2第1項の許可基準適合性に係る処分庁の判断についても検討しておくこととする。

ウ 本件分解施設の処理能力（廃掃法15条2項5号）及び廃掃法15条の2第1項1号（技術上の基準）の許可基準適合性に係る処分庁の判断について

(ア) 上記ア（イ）のとおり、廃掃法15条2項5号は申請書記載事項として「産業廃棄物処理施設の処理能力」を掲げ、廃掃法15条の2第1項1号の「その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること」という規定を受けた廃掃法施行規則12条7号は「技術上の基準」として「産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること」を掲げ、衛環37号第1の1（1）④は廃掃法15条2項に規定する設置許可の申請書の記載方法について「第5号の「処理能力」には、1時間当たりの処理能力、稼働時間及びこれらを乗じて得た1日当たりの処理能力を記載すること」と示している。このように、法は、処分庁において、申請書に記載された施設の処理能力を踏まえて廃掃法15条の2第1項1号の許可基準適合性を審査することとしている。

そして、廃掃法は上記のとおり「処理能力」と規定するのみであり、その判断方法や判断基準等に関する規定はない。申請書に記載された施設の処理能力（廃掃法15条2項5号等）が妥当なものであるか否かの判断は、設置予定の施設の規模、採用される処理技術、処理対象となる産業廃棄物の種類、形、量等に左右されるところ、関連する専門分野を含めた専門技術的知見等を踏まえた判断が必要とされ、さらに、当該施設が存在しない時点においての将来の予測に係る事項の判断も必要とされる。

したがって、施設の処理能力の判断は、処分庁がその専門技術的知見

に基づいて行う裁量に委ねられているというべきであり、その判断が重要な事実の基礎を欠くこと、又は、その判断の過程において、考慮すべき事柄を考慮していないこと、若しくは、考慮された事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと等により、判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである場合には、その裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとして、その判断は違法となり、また、処分庁の判断の内容が不合理である場合には不当となると解される。

(イ) 事件記録によれば、処分庁が、本件分解施設について、審査請求人提出資料からは施設の処理能力及び廃掃法15条の2第1項1号の許可基準適合性を確認できないとした理由は以下のとおりである。

A 「P C B 脱塩素分解実験報告」及び「処理能力計算書“改訂版”」について

処分庁は、「P C B 脱塩素分解実験報告」について、①200cc又は1000ccのフラスコにて分解したところ、240分で検出下限値0.15ppm以下となったと実験の結果が記載されているが、フラスコを用いた実験と処理施設における廃棄物の処理とでは、規模が異なり、実際の処理施設で使用する機材や装置等とは大きく異なる環境下での実験結果であるため、そもそも本件分解施設の処理能力を十分に推察できる条件ではないことや、②処理前後におけるP C B 物質収支（塩素収支）やトリエチルアミン添加量やPd/C量の使用量が不明である旨指摘する。

また、上記報告の結果により施設の処理能力の算出根拠を説明した「処理能力計算書“改訂版”」についても、①フラスコを用いた実験に基づくものであり、②本件分解施設における処理工程や処理技術の詳細が不明である旨指摘する。

そして、処分庁は、これらの資料からは、本件分解施設の処理能力を十分に推察できる合理的な算定根拠が示されなかつたため、本件申請書1記載の本件分解施設の処理能力が妥当なものか確認できないとしている。

(「P C B 脱塩素分解実験報告」及び「処理能力計算書“改訂版”」)

B 「脱塩素分解処理工程“改訂版”」について

処分庁は、「脱塩素分解処理工程“改訂版”」について、各処理工程における物質収支やP C B 廃棄物の濃度、薬剤の使用量などが示

されず、処理工程や処理技術の詳細が確認できない旨指摘する。

そして、処分庁は、上記Aと同様に、当該資料からは、本件分解施設の処理能力を十分に推察できる合理的な算定根拠が示されなかつたために、本件申請書1記載の本件分解施設の処理能力が妥当なものか確認できないとするものと解される。

(「脱塩素分解工程“改訂版”」)

#### C 「公開特許公報（A）」について

処分庁は、同資料に記載された技術は、1000ミリリットルのフラスコを用いた実験等の結果に基づくものである旨指摘し、処分庁としては、本特許により、本件分解施設の処理能力が妥当なものであることを確認することはできないとしている。

(「公開特許公報（A）」)

以上より、処分庁は、本件申請書1記載の本件分解施設の処理能力について妥当なものか確認できず、また、そのため受入設備及び貯留設備が施設の処理能力に応じて十分な容量を有するものか判断できず、したがって廃掃法15条の2第1項1号の許可基準適合性を確認できないとしている。

(ウ) 審査請求人の主張するところによれば、PCB脱塩素実証試験から、実際の処理施設の分解槽（容積100リットル）や試薬量等を考慮し、最大6.5キログラムの廃PCBを4時間1バッチとした脱塩素分解処理が可能であるとして、1日当たりの処理量を計算している。

しかしながら、審査請求人が処理能力の算定根拠として提出した資料は、物質収支等処理能力算定に当たり必要とされる情報の記載がなく（上記A及びB）、かつ、あくまでフラスコを用いた実験結果であるから（上記A及びC）、設置予定施設に適用できる根拠の説明として十分ではないことが容易にみてとれ、実際の処理施設で請求人が主張するような処理が可能なのかは判断が困難といわざるを得ない。したがって、処分庁が、審査請求人提出の資料からは本件分解施設の処理能力及び廃掃法15条の2第1項1号の許可基準適合性について確認できないとしたことは不合理とはいえない。

また、処分庁は、審査手続において、審査請求人提出資料では本件分解施設の処理能力が判断できないとして、審査請求人に対し、資料の追加提出を求め、審査請求人から一定の追加資料の提出がなされたのを踏

まえ、上記結論を導いており、その判断の過程についても不合理な点は認められない。

以上より、本件分解施設の処理能力が妥当なものか確認できないとした処分庁の判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとはいえず、本件分解施設の処理能力が妥当なものか確認できない以上、廃掃法15条の2第1項1号の許可基準適合性を確認できないとした処分庁の判断も、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとはいえない。したがって、本件分解施設に係る処分庁の判断につき裁量権の逸脱又は濫用はなく、また、その判断の内容が不合理ともいえないから、本件不許可処分1について違法又は不当というべき事情の存在は認められない。

## (エ) 小括

したがって、その余の許可基準の適合性について判断するまでもなく、本件設置許可申請1は、許可要件を充足しないことが明らかである。

## (2) 本件不許可処分2について (本件洗浄施設)

### ア P C B 汚染物等洗浄施設の設置について

(ア) 廃掃法15条1項は、政令で定める産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定し、この委任を受けた廃掃法施行令7条各号が、施設設置許可の対象となる産業廃棄物処理施設を掲げている。本件洗浄施設は、同条13号で掲げる「ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設」に該当する。

そして、廃掃法施行令7条各号に掲げられる施設には、施設の規模等のいわゆる裾きり基準が定められているものがあるが、同条13号に掲げるP C B 汚染物等洗浄施設は裾きり基準の定めがなく、その施設設置に当たっては、施設の規模等にかかわらず、必ず都道府県知事の許可が必要とされている。これは、特定有害産業廃棄物である廃P C B等の毒性、すなわち、人体及び環境に対する影響の甚大性に鑑み、都道府県知事による厳格な審査に服せしめる趣旨と解される。

また、廃掃法は廃掃法施行令7条13号に係る施設の具体的な内容を定めていないところ、衛環37号第9の3(1)は「②令第7条第13号に掲げる施設は、P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄を行うための施設であって、洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずを判定基準に適合させることができる施設」をいうと示し、ここでいう「判定基準」は分

解施設に適用される判定基準と同内容である（廃掃法施行規則1条の2第4項、廃掃法施行令2条の4第5号ハ、廃掃法2条5項、上記第3の2（1）ア（ア）参照）。

- (イ) 設置許可申請及びその許可に係る規定は上記（1）ア（イ）及び（ウ）と同様であり（廃掃法15条2項、15条の2第1項各号、廃掃法施行規則11条6項）、法は、申請者に対し、申請書とともに、申請にかかる施設が、申請書に記載したとおりの内容（施設の種類や処理能力）を有することを説明する書類の提出を求めている。
- (ウ) 上記（ア）及び（イ）に照らせば、廃掃法は、特定有害産業廃棄物であるP C B汚染物等洗浄施設の設置許可について、廃掃法15条の2第1項に掲げる許可要件とは別に、衛環37号で示す施設に該当することも許可要件としていると解するのが相当である。

すなわち、P C B汚染物等の中間処理施設である洗浄施設の場合、洗浄処理の過程において、処理後更に処理を要する廃棄物（P C B処理物）とは別に、当該施設における処理限りで環境に放出されるおそれのある洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずが生じるところ、洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずが判定基準に適合しないまま環境に放出されることとなれば、人体や環境に及ぼす危険・悪影響は計り知れないものとなり、上記のとおり特定有害産業廃棄物について法が厳格な規制を定めた趣旨が没却されることとなる。そこで、廃掃法は、特別管理産業廃棄物処理施設であるP C B汚染物等洗浄施設の設置許可申請の審査において、処分庁に対し、申請施設が洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずを上記判定基準に適合させることができる施設か否かの審査を求めており、これを満たさない場合には、申請を却下することを許しているものと解される。そして、衛環37号第9の3（1）②で廃掃法施行令7条13号に掲げる洗浄施設の具体的な内容を示しているのは、処分庁に対し、申請施設が洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずを上記判定基準に適合させることができる施設であることも許可要件であり、この点についての審査も求めていることを、注意的に明らかにしたものと解するのが相当である。そして、上記②を記載した衛環37号を施設該当性の判断基準として用いることに問題がないことは、分解施設について述べたところと同旨である。

- (エ) 本件不許可処分2は、本件洗浄施設が洗浄後の廃プラスチック類又は

金属くずを判定基準に適合させることができるか否か（施設該当性）、施設の処理能力及び廃掃法15条の2第1項各号の許可の基準に適合しているか否か（許可基準適合性）が確認できない又は認められないことを理由とするものであるところ、上記（ウ）を踏まえ、処分庁の当該判断について以下検討する。

イ 施設該当性に係る処分庁の判断について

（ア）廃掃法施行令7条13号に規定する洗浄施設は、当該洗浄施設で洗浄後の廃プラスチック類又は金属くずを判定基準（廃掃法施行規則1条の2第4項）に適合させることができる施設であることが求められているところ、判定基準それ自体は具体的な数値をもって定められているものの（上記ア（ア））、その判定基準に適合させることができるか否かは、関連する専門分野を含めた専門技術的知見等を踏まえた判断が必要とされ、さらに、当該施設が存在しない時点においての将来の予測に係る事項の判断も必要とされる。

すなわち、廃掃法施行令7条13号に規定する洗浄施設の場合、申請書及びその添付書類から、当該施設（洗浄施設）において、洗浄後、当該施設における洗浄限りで環境に放出されるおそれのある洗浄後物（廃プラスチック類又は金属くず。以下「洗浄後物」という。）として、具体的にどのような種類のものが、どのくらい生じるかについて確定した上、洗浄後物ごとに判定基準を満たすものか否かの判断を要する。これらの判断は、複雑な処理工程の中で判定対象となる洗浄後物が適切に設定されているか及び判定対象となる洗浄後物ごとに判定基準に適合させることができるかに関する専門技術的判断に基づく評価が求められる。そして、上記第3の2（1）イ（ア）のとおり、判定基準に適合させることができるか否かについては、技術の原理や処理過程でどのような物質が生じるか、物質収支等に係る専門技術的知見がなければ、判断・評価し得ないといえる。

したがって、施設該当性に関する判断は、処分庁がその専門技術的知見に基づいて行う裁量に委ねられているというべきであり、その判断が、重要な事実の基礎を欠くこと、又は、その判断の過程において、考慮すべき事柄を考慮していないこと、若しくは、考慮された事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと等により、判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである場合には、その裁量権の範囲を逸脱又

は濫用したものとして、その判断は違法となり、また、処分庁の判断の内容が不合理である場合には不当となると解される。

(イ) 事件記録によれば、処分庁が本件洗浄施設について、審査請求人提出資料からは施設該当性を確認できないとした理由等は以下のとおりである。

A 「超音波洗浄実験報告書」について

処分庁は、「超音波洗浄実験報告書」について、その実験はP C B KC 5 0 0（検体が絶縁体のものはKC 3 0 0）が付着した検体（コンデンサ、絶縁紙、絶縁体）を「超音波洗浄器（7-5345-01：アズワン）及び洗浄剤として「NSクリーン200」を2リットル使用し、5分洗浄したものであり、「結果」として、コンデンサについては、「洗浄開始後5分の時点でPCB濃度は0. 1  $\mu$  g / 100 cm<sup>2</sup>以下～検出下限値以下となつた。」、絶縁紙については、「洗浄開始後5分の時点でPCB濃度が0. 5 mg / kgを下回る検体を確認した。また、PCB濃度が0. 5 mg / kgを下回る結果となつたことから、NSクリーン200を洗浄溶剤とした超音波洗浄は絶縁紙等の紙くず類に対して非常に有効であることが確認できた」、絶縁体については、「洗浄開始後5分の時点でPCB濃度が0. 5 mg / kgを下回る結果となつた。すなわちNSクリーン200を洗浄溶剤とした超音波洗浄は絶縁体の洗浄に対して非常に有効であることが確認できた」と報告しているのみで、検体量や検体数、計量証明等の詳細は不明であることを指摘する。また、超音波洗浄器を用いた実験は、本件洗浄施設で使用する機材や装置、使用する洗浄剤の量等が異なり、本件洗浄施設の性能を十分に推察できる条件ではない上、処理工程における物質収支も示されず、処理工程や処理技術の詳細が確認できなかつた旨指摘する。

そして、処分庁としては、当該報告内容から、本件洗浄施設が洗浄後物を判定基準に適合させることができるかどうか確認できないとしている。

（「超音波洗浄実験報告書」）

B 「NSクリーン200コンデンサ洗浄分析」及び「測定結果報告書」について

処分庁は、上記資料について、コンデンサを洗浄し、その前後の

油分量を測定したものにすぎず、洗浄後の部材が低濃度P C B汚染物となるまで処理ができることを示すものではなく、また、含浸部材を洗浄した結果について一切の記載がない旨指摘する。

そして、処分庁としては、これらの資料から、本件洗浄施設が洗浄後物を判定基準に適合させることができるかどうか確認できないとしている。

(「N Sクリーン2 0 0 コンデンサ洗浄分析」、「測定結果報告書」)

(ウ) 審査請求人は、「超音波洗浄実験報告書」(上記A)の結果を踏まえれば、本件洗浄施設が判定基準に適合させることができる施設であることが示されていると主張している。

しかしながら、上記第3の2(1)イ(ウ)Bのとおり、実証実験に用いられた試験機と実用機との条件や規模が近接することは、試験値の信頼性の観点からは望ましいところ、超音波洗浄実験と本件洗浄施設では、使用する機材や装置、使用する洗浄剤の量等が異なるから、実験の条件が本件洗浄施設の性能を十分に推察させるものであるとはいひ難い。

加えて、同実験報告書では、検体量や検体数、計量証明等の詳細が読み取れず、処理工程や処理技術の詳細が確認できないという難点があり、コンデンサの洗浄分析等(上記B)も、そもそもP C B濃度を測定するものではなかったのであるから、これらの審査請求人提出資料から本件洗浄施設の性能を推察するのは困難といえ、処分庁が、本件洗浄施設が判定基準に適合させることができる洗浄施設なのか確認できないとしたことは不合理ではない。

また、処分庁は、審査手続において、審査請求人提出資料では本件洗浄施設が判定基準に適合させることができる洗浄施設なのか確認できなかったため、審査請求人に対し、資料の追加提出を求め、審査請求人から一定の追加資料の提出がなされたのを踏まえ、上記結論を導いており、その判断の過程についても不合理な点は認められない。

以上より、処分庁の判断の内容は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとはいはず、したがって、本件洗浄施設について、施設該当性が確認できないとした処分庁の判断につき裁量権の逸脱又は濫用はなく、また、判断の内容が不合理ともいえないから、本件不許可処分2について違法又は不当というべき事情の存在は認められない。

(エ) 小括

以上のとおり、本件設置許可申請2は許可要件を欠くことが明らかであるが、なお、事案に鑑み、念のため、審査請求人が主張する施設の処理能力及び廃掃法15条の2第1項の許可基準適合性に係る処分庁の判断についても検討しておくこととする。

ウ 施設の処理能力（廃掃法15条2項5号）及び廃掃法15条の2第1項1号（技術上の基準）の許可基準適合性に係る処分庁の判断について

(ア) 施設の処理能力に係る廃掃法上の定めは上記第3の2（1）ウ（ア）と同様であり（廃掃法15条2項5号、廃掃法15条の2第1項1号、廃掃法施行規則12条7号、衛環37号第1の1（1）④）、廃掃法は、処分庁において、申請書に記載された施設の処理能力を踏まえて廃掃法15条の2第1項1号の許可基準適合性を審査することとしている。

そして、廃掃法は上記のとおり「処理能力」と規定するのみであり、その判断方法や判断基準等に関する規定はない。申請書に記載された施設の処理能力（廃掃法15条2項5号等）が妥当なものであるかの判断は、上記イ（ア）と同様に、処分庁がその専門技術的知見に基づいて行う裁量に委ねられているというべきであり、その判断が、重要な事実の基礎を欠くこと、又は、その判断の過程において、考慮すべき事柄を考慮していないこと、若しくは、考慮された事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと等により、判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである場合には、その裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとして、その判断は違法となり、また、処分庁の判断の内容が不合理である場合には、不当となると解される。

(イ) 処分庁が審査請求人提出資料の「超音波洗浄実験報告書」及び「処理能力計算書“改訂版”」からは施設の処理能力及び廃掃法15条の2第1項1号の許可基準適合性を確認できないとした理由等は、以下のとおりである。

まず、処分庁は、上記イ（イ）Aのとおり、当該報告書記載の実験は、本件洗浄施設で使用する機材や装置、使用する洗浄剤の量等が異なるから、本件洗浄施設の性能を十分に推察できる条件ではなかったことや、処理工程における物質収支も示されず、処理工程や処理技術の詳細が確認できなかったことを指摘する。

そして、「処理能力計算書“改訂版”」についても、「超音波洗浄実験報告書」の実験結果に基づいて処理能力を計算したものであるから、

本件洗浄施設の性能を十分に推察できる合理的な算出根拠が示されていない旨指摘する。

以上より、処分庁は、これらの資料からは本件洗浄施設の処理能力について妥当なものか確認できず、そのため受入設備及び貯留設備が施設の処理能力に応じて十分な容量を有するものか判断できず、したがって廃掃法15条の2第1項1号の許可基準適合性を確認できないとしている。

(「超音波洗浄実験報告書」、「処理能力計算書“改訂版”」)

(ウ) 上記イ(ウ)のとおり、審請求人が提出した「超音波洗浄実験報告書」から本件洗浄施設の性能を推察することは困難であるから、かかる実験結果に基づいて本件洗浄施設の処理能力を計算した「処理能力計算書“改訂版”」から、審査請求人主張の処理が可能か判断することは困難といえ、処分庁が、本件洗浄施設の処理能力が妥当なものか確認できないとしたことは不合理とはいえない。したがって、処分庁が、審査請求人提出の資料からは、本件洗浄施設の処理能力及び廃掃法15条の2第1項1号の許可基準適合性について確認できないとしたことは不合理とはいえない。

また、処分庁は、審査手続において、審査請求人提出資料では本件洗浄施設の処理能力が判断できないとして、審査請求人に対し、資料の追加提出を求め、審査請求人から一定の追加資料の提出がなされたことを踏まえ、上記結論を導いており、その判断の過程についても不合理な点は認められない。

以上より、施設の処理能力が妥当なものか確認できないとした処分庁の判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとはいせず、施設の処理能力が妥当なものか確認できない以上、廃掃法15条の2第1項1号の許可基準適合性を確認できないとした処分庁の判断も、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとはいせず、したがって、本件洗浄施設に係る処分庁の判断につき裁量権の逸脱又は濫用はなく、また、判断の内容が不合理ともいえないから、本件不許可処分2について違法又は不当というべき事情の存在は認められない。

(エ) 小括

したがって、その余の許可基準の適合性について判断するまでもなく、本件設置許可申請2は、許可要件を充足しないことが明らかである。

### (3) 手続等に係る違法性又は不当性について

#### ア 廃掃法の手続について

審査請求人は、申請書の告示及び縦覧（廃掃法15条4項）、関係市町村長からの意見聴取（同条5項）、利害関係者の意見書の提出（同条6項）及び専門的知識を有する者の意見の聴取（廃掃法15条の2第3項）の手続を行っていない旨主張する。確かに本件では当該手続を行っていない。

この点について、許可事務通知では、これらの手続は、申請内容が廃掃法15条の2第1項2号に掲げる要件に適合しているかどうかの判断に資する観点から行われるものであり、申請内容が技術上の基準に適合しない場合には、これらの手続を経ずに不許可処分をしても差し支えないとされている（許可事務通知第2の4（2））。

本件においては、上記（1）及び（2）のとおり、本件各設置許可申請時において、本件各施設が廃掃法15条1項の施設該当性も同法15条の2第1項1号の許可基準適合性も判断できない状況であったのであるから、処分庁がこれらの手続を経ずに本件各不許可処分を行ったとしても、本件各不許可処分を違法又は不当たらしめるものとはいえない。

#### イ 行政手続法その他に係る違法性又は不当性について

（ア）審査請求人は、本件各設置許可申請から本件各不許可処分まで約1年の期間を要していることにつき、処分庁が公表している標準処理期間を守っていないとして、行政手続法6条に違反すると主張する。

行政手続法6条は、申請に対し行政庁が処分をいたずらに放置することを防止する趣旨であるところ、申請に対する処分に要する期間は、審査自体の難易度、処分の状況、適合判断の複雑性などにより異なるため、行政手続法は処分ごと行政庁が標準処理期間を定めることとし、その設定は努力義務としている。また、標準処理期間を超過して処分がなされたからといって、当然に違法な不作為状態にあると判断されるものではない。

本件各施設は廃掃法施行令7条の2に該当する施設であるから、処分庁が定める標準処理期間としては総日数200日間が妥当するところ、本件各設置許可申請については、令和4年5月17日に本件各設置許可申請が処分庁に到達し、令和5年6月7日に本件各不許可処分が行われているので、標準処理期間である200日を過ぎている。しかし、処分庁は、本件各不許可処分までの約1年の期間において、本件各施設の処

理対象である高濃度P C Bの毒性、すなわち、人体及び環境に対する影響の甚大性に鑑み、厳格な審査を行うという観点から、審査請求人に書類の補正指示を行い、また、本件各施設が財団のP C B処理技術調査検討委員会など第三者による技術評価を受けていない特殊な処理技術を用いたものであったことから、環境省、財団及びF社へのヒアリングを実施するなどして慎重な確認を行うことにより、施設該当性、施設の処理能力及び許可基準適合性を審査していたという特別な事情があることを踏まえると、審査に時間を要したことはやむを得ないといえる。

以上より、本件各設置許可申請に対する処理期間は妥当であったといえ、処分庁の手続について行政手続法6条に係る違法性又は不当性があるとはいえない。

(イ) 審査請求人は、行政手続法9条を根拠に何度も進捗状況の説明を処分庁に求めたが、処分庁はこれに応じなかつことや、処分庁に出向いて質疑を行うことも拒否され続けていたこと等について、行政手続法9条に違反する旨主張する。

行政手続法9条は、申請者等の申請権の適切な行使や、審査の透明性、処分の適正さの確保に資することを趣旨として、行政庁の情報提供についてその努力義務を定めたものである。

処分庁は、本件各施設がP C B処理技術調査検討委員会など第三者による技術評価を受けていない高濃度P C Bの処理施設であり、少なくともA都道府県内において、同委員会の評価を受けていない高濃度P C Bの処理施設が設置された事例がない中で、審査項目ごとに申請内容に応じた対応が必要であったし、専門家の意見を聞く必要が生じる事項が判明するなど、定型的ではない作業を行っていたため、審査の進捗状況や処分の見通し等を安易に示せる状況ではなかつた旨説明するところ、当該説明が不合理とはいえず、処分庁の対応について行政手続法9条に係る違法性又は不当性があるとはいえない。

(ウ) 審査請求人は、本件各不許可処分の理由が抽象的な表現に終始しているし、廃掃法の規定等は示されていないから、行政手続法8条に違反する旨主張する。

行政手続法8条1項本文は、行政庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜を図る趣旨であるところ、本件では、処分庁は、本件各不許可処分の通知書において、根拠規定を摘示し、また施設該当性、施設の処理能力及

び許可基準適合性を満たさないと判断した事実関係を詳細かつ具体的に記載しており、上記趣旨に則するものであるから、処分庁の対応について、行政手続法8条に係る違法性又は不当性があるとはいえない。

また、審査請求人は、不服申立ての理由として、事前協議を含めて長期間を要して対応しており、仮に不許可処分とするのであれば、処分庁はその旨を告知するべきであったのに、その告知をせずに本件各不許可処分をしたことも挙げている。審査請求人は、明確に信義則違反という文言を用いているわけではないが、処分庁の対応は、審査請求人の、不許可処分とされることはないとの信頼を裏切るものであり、信義則上、本件各不許可処分は許されないという趣旨の主張と思われる。確かに、本件では、令和元年の事前協議開始から本件各不許可処分に至るまで約4年もの時間を費やしてきている。しかし、事前協議の長さは事案により様々であり、単に処分庁とのやり取りが長期間に及んだというだけでは、保護に値する信頼があったとまでいってはできないし、本件では上記第1の3（4）及び（8）のとおり、処分庁は、事前協議の段階で施設該当性に係る施設の技術根拠や施設の処理能力について審査請求人に説明を求め、本件各設置許可申請後も、追加の資料提出を求めるなどしていることからすると、本件で不許可処分がなされることはないと信頼する客観的な状況にはなく、仮に信頼していたとしてもそれは審査請求人の主觀であり、保護に値しないといえる。以上より、処分庁に信義則違反の違法ではなく、審査請求人の主張は採用できない。

その他、審査請求人は縷々主張するが、いずれの主張も上記（1）及び（2）の判断を左右しない。

ウ 以上より、手続上の違法性又は不当性は認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件各不許可処分が違法又は不当であるとはいせず、本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

### 行政不服審査会 第2部会

委 員 田 澤 奈 津 子
委 員 下 井 康 史
委 員 羽 田 淳 一